

令和9年度桶川市保育施設入所基準調査表

児童名()

【基本指数】										指数	
										父	母
1	就労・就学*1	月64時間以上を就労していることを常態としている	1日平均勤務時間	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上		
				4	5	7	9	11	12		
		就労・就学地	単身赴任							3	3
2	出産	産前産後各8週間									8
3	疾病	居宅外療養								13	13
		居宅内療養								12	12
	障害	手帳所持（身障1・2級、療育㊤・A、精神1級）								12	12
		手帳所持（上記以外）								10	10
4	介護・看護	同居の親族の重度者介護（要介護3～5等）								7	7
		同居の親族の軽～中度者介護（要支援1・2または要介護1・2等）、同居の親族の看護								5	5
5	災害	家屋の復旧にあたっているなど								13	13
6	求職活動	生計の中心者								5	5
		上記以外								1	1
7	虐待等	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待のおそれがある								市長が認める指数	
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難である									
8	その他	市長が認める状況									

【調整指数】				指数
1	家庭状況	ひとり親世帯（死別、離婚*2、離婚を前提とした別居*3により、児童の父又は母がいない世帯又は、未婚のひとり親世帯）		25
		生活保護世帯		1
		同一世帯に子ども（18歳未満）が3人以上いる		1
2	兄弟姉妹等	兄弟姉妹同時入所申請で、同時入所可能な施設を5施設以上希望する場合（それぞれの受入対象年齢を満たしていること）		5
		在園児の兄弟姉妹がいる場合（在籍児が卒園する場合を除く。）	兄弟姉妹が市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育施設を利用している（申し込み時点で在園児が2号・3号の場合に限る）	1
		兄弟姉妹が利用している市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育施設への入所を希望する場合（在園児が申し込み時点で2号・3号・新2号・新3号の場合に限る）		5
3	保育状況	育休復帰（入所希望日の属する月の末日までに産後休暇もしくは育児休業が終了する場合に加算する。）		4
		特定教育・保育施設又は特定地域型保育施設を利用している児童が年齢到達により当該施設を卒園し、引き続き他の保育施設への入所を希望する場合	希望施設数が4施設以下	8
			希望施設数が5施設以上	30
		転入前の市区町村で保育施設を利用しており、引き続き桶川市の保育施設への入所を希望する場合で、希望施設数が5施設以上あること（市内在住者が市外保育施設を利用している場合も含む） ※1 育休復帰加算点との重複はできません。 ※2 下の子の育休中に転入し、育休を継続したまま上の子の入所を希望する場合を除きます。		4
		令和8年度なのはな保育園の在園児が令和9年度も引き続き利用を希望する場合（4月入所のみ）		●
4	保育士等	特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、放課後児童健全育成事業、私立幼稚園に勤務（内定含む）又は従事する者 ※保育所入所後、1年以上勤務することが条件		5
5	その他	入所内定後に自己都合で辞退したことがある（年度内のみ減算）		-10
		市長が認める状況		

※市内在住者優先となります。市外在住者の方は年度内に空きが見込まれる場合のみ選考の対象とします。

*1・・・就学とは、学校教育法に規定する学校、専修学校等または職業訓練校に通学のこと。

*2・・・離婚とは、戸籍の届出がされており、かつ世帯を分離し、かつ別居している状況をいう。

*3・・・離婚を前提とした別居とは、調停中又は裁判中であり、その事実を証明する書類の提出があった場合とする。

●・・・継続扱いとする。

同指数の場合の優先順位は、次の順に調整を行うこととする。 (1)市内在住(転入予定を含む) (2)保護者または児童が障害を有する (3)ひとり親世帯(同居なし) (4)基本指数が高い (5)同一世帯の小学6年生までの児童の人数が多い (6)1か月間の合計就労時間が長い (7)両祖父母が不在または市外に在住している (8)入所待機期間が長い	調査日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	父指数			
	母指数			
	調整指数			
	合計指数			
	変更理由			